

消防予第 112 号
令和 8 年 3 月 31 日

各都道府県消防防災主管部長
各消防本部消防長 殿
非常備町村消防防災主管部長

消防庁予防課長
(公印省略)

消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等
についての一部改正について

防火対象物の点検要領については、「消防法施行規則第 4 条の 2 の 6 第 1 項で定める点検基準に係る点検要領等について」（平成 14 年 12 月 13 日付け消防安第 125 号。以下「125 号通知」という。）により運用いただいているところですが、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 7 年総務省令第 101 号）及び対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準の一部を改正する件（令和 7 年消防庁告示第 10 号）が令和 7 年 11 月 12 日に公布されたことに伴い、125 号通知の一部を別紙のとおり改正することとしましたので通知します。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言であることを申し添えます。

消防庁予防課
(企画調整・制度・防災管理係)
担当：奥田、辻、中西
電話：03-5253-7523

消防法施行規則第4条の2の6第1項で定める点検基準に係る点検要領等について（平成14年12月13日付け消防安第125号）別添2 新旧対照表

改正後	改正前
<p>点検要領 [略] [第1～第5 略]</p> <p>第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等 1 留意事項 (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・<u>簡易サウナ設備・一般サウナ設備</u>・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機とすること。 [(2)～(4) 略] [2 略] [第7・第8 略]</p>	<p>点検要領 [同左] [第1～第5 同左]</p> <p>第6 火を使用する設備の位置、構造及び管理等 1 留意事項 (1) 点検の対象とする火を使用する設備等は、炉・ふろがま・温風暖房機・厨房設備・ボイラー・ストーブ・壁付暖炉・乾燥設備・<u>サウナ設備</u>・簡易湯沸設備・給湯湯沸設備・掘りごたつ及びいろり・ヒートポンプ冷暖房機・火花を生ずる設備・放電加工機とすること。 [(2)～(4) 同左] [2 同左] [第7・第8 同左]</p>